上智大学理工学部同窓会 専門委員会規定

第1条 上智大学理工学部同窓会(以下、「本会」と称する)会則第10条6)に従い、専門委員会を設置するものとし、その名称、役割について会則第10条7)に従い「専門委員会設置規定」を定めるものとする。

第2条 専門委員会の名称

設置する専門委員会の名称は以下のとおりとする。

- 1) 総務委員会
- 2) 財務委員会
- 3) 広報委員会
- 4) ネットワーキング委員会
- 5) 事業企画委員会
- 6) 学生支援委員会

第3条 各専門委員会の構成

各専門委員会の構成と役割は以下のとおりとする。

- 1) 委員長~専門委員会を統括する
- 2) 副委員長~委員長を補佐する
- 3) 委員~委員長、副委員長と協働し業務を遂行する

第4条 各専門委員会役員の選任方法と任期

委員長および副委員長については、理事会で選任する。 委員長および副委員長の任期は2年とし再任を妨げないものとする。

第5条 専門委員の選任方法と任期

各専門委員会委員長は同窓会会員の中から適宜委員候補者を推薦することができ、 理事会の承認を得て選任する。

委員の任期は2年とし再任を妨げないものとする。

第6条 総務委員会

総務委員会は、本会の管理運営、本会及びソフィア会の行事等の支援をおこなうこととし、以下の業務を行う。

- 1) 事務局の管理運営に関する支援
- 2) 会員大会の開催
- 3) 会則、細則及び内規の管理
- 4) 理事会の運営に関する以下の業務~会場予約、開催通知、資料作成、議事録作成
- 5) その他総務関連業務

第7条 財務委員会

財務委員会は、本会の財務全般の管理運営を行うこととし、以下の業務を行う。

- 1) 財政及び収支に関する経理事務の管理
- 2) 収支報告、中間・年次決算報告及び予算編成
- 3) その他財務関連業務

第8条 広報委員会

広報委員会は、本会の会員及びソフィア会会員等に対する各種媒体を活用した広報 活動を行うこととし、以下の業務を行う。

- 1) 本会 web サイトの管理運営
- 2) メールニュースの発信
- 3) Facebook、SNS の運営管理
- 4) その他会員に対する広報活動全般

第9条 ネットワーキング委員会

ネットワーキング委員会は、本会会員の名簿管理、組織化及びソフィア会、理工学部等の関係各団体との連携を構築・維持・強化する活動を行うこととし、以下の業務を行う。

- 1) 本会の会員情報・名簿等の管理
- 2) 本会会員の学科別、卒業期別等組織のネットワーク化
- 3) ソフィア会の実施する金祝・ルビー祝・銀祝・銅祝行事の開催に関する支援
- 4) 理工学部等関係団体との連携
- 5) その他本会活動に積極的に参加する会員の増強に関する業務

第10条 事業企画委員会

事業企画委員会は、本会の実施する行事・活動等の企画・運営を行うこととし、以下の業務を行う。

- 1) 講演会の企画及び実施
- 2) ソフィア理工カップの企画・運営
- 3) ソフィア会活動の支援
- 4) 多様な会員ニーズに対応するための事業企画及び実施(若い世代・女性等)
- 5) その他各種事業・研究会等の統括に関する業務

第11条 学生支援委員会

学生支援委員会は、主に上智大学理工学部及び大学院理工学研究科に所属する学生 等の研究、キャリア支援等に関する活動を行うこととし、以下の業務を行う。

- 1) 連携講座(「つくる」等)への協力・支援
- 2) 学生等のキャリア支援に関する行事・活動の企画・運営
- 3) 学生等に対する奨学金の提供等経済的支援
- 4) その他在学生等の研究、キャリア支援等に関する業務

第12条 本規定の改正

本規定の改正は、総務委員長が理事会に提案し、理事会の承認を経て実施することとする。

付則 本規定は、令和2年4月26日から施行する。